

## 妊婦健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査費用支給(払い戻し)について

里帰り等のため、久留米市の「妊婦健康診査受診票(助成券)つづり」、「新生児聴覚検査受診票(助成券)」、「産婦健康診査受診票(助成券)」が使用できない医療機関や助産所で健診・検査を受けられた場合、負担された費用の一部を支給いたします。

### ◆対象 健診・検査時に久留米市に住民登録がある方

受診票が使用できない医療機関等は…

- ・妊婦健康診査：「福岡県・佐賀県・大分県の医師会に所属する医療機関」及び「福岡県内の指定助産所」以外の医療機関等
- ・新生児聴覚検査・産婦健康診査：久留米市内の産科医療機関及び一部助産所以外の医療機関等

※ 支給対象となる健診・検査は、受診票未使用分に限りませす。

※ 医療機関などへの支払金額が上限額よりも少ない場合は、支払金額を支給します。

【支給対象外になるもの】

- 久留米市外の市区町村に転出後、または久留米市に転入前に受けた健診・検査
- 健康保険が適用されている健診・検査の費用(自己負担割合が10割でないもの)
- 他の市町村で助成を受けている健診・検査
- 親子(母子)健康手帳交付前の妊娠判定検査など

ホームページはこちら



### ◆申請方法

妊婦健康診査(窓口申請)

新生児聴覚検査・産婦健康診査(電子申請または窓口申請)

\* 窓口申請…こども子育てサポートセンター(市役所16階) ※総合支所、保健センター、市民センターでは、手続きできません。

\* 電子申請…久留米市ホームページをご覧ください。

\* 申請に必要なもの

親子(母子)健康手帳

受診票…支給(払い戻し)対象になる受診票

①妊婦健康診査…妊婦健康診査受診票(助成券)つづり ②新生児聴覚検査…新生児聴覚検査受診票(助成券)

③産婦健康診査…産婦健康診査受診票(助成券)

医療機関等が発行した領収書

・受診者氏名、受診年月日、領収金額(保険適用外の健診・検査費用分)、医療機関等の名称・住所が確認できるもの

\* 医療費の明細書をお持ちの方は、ご持参ください

\* 新生児聴覚検査費は、出産入院中の領収書に含まれている場合があります

受診者本人名義の預金通帳等

・旧姓の口座は不可・新生児聴覚検査費のみを申請する場合は、保護者(父)の通帳でも可

※申請期限内に「申請に必要なもの」をご準備の上、手続きをしてください。

【申請期限】

①妊婦健康診査…出産日又は最後に受診した日から6か月以内 ②新生児聴覚検査…検査を受けた日から6か月以内

③産婦健康診査…最後に受診した日から6か月以内



<申請窓口・お問い合わせ先>

〒830-8520 久留米市城南町 15-3 (久留米市役所 16階)

久留米市 子ども未来部 こども子育てサポートセンター

電話：0942-30-9731 / FAX：0942-30-9718